

# 個人情報保護を巡る国内外の動向 (ペナルティの在り方関係)

平成31年3月29日

# 現行法の個人情報取扱事業者に対する罰則（概要）

罰 則	概 要
<p>〈個人情報データベース等不正提供罪〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u>（第83条）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（直罰）</li></ul>
<p>〈命令違反〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <u>6月以下の懲役又は30万円以下の罰金</u>（第84条）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人情報保護委員会による命令（法第42条第2項、第3項）に違反したとき（間接罰）</li></ul>
<p>〈虚偽の報告・資料提出、立入検査拒否〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <u>30万円以下の罰金</u>（第85条）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人情報保護委員会による報告要求・資料提出要求・質問・検査を拒否したり、虚偽を述べた場合（間接罰）</li><li>● 認定個人情報保護団体が、個人情報保護委員会に対して認定業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（間接罰）</li></ul>

# 個人情報保護法に基づく監督の状況

※カッコ内は海外事業者に係る実績値を記載

## 1. 実績値

○平成29年度年間実績：

- ・漏えい報告：3,338件(10件)
- ・報告徴収：305件
- ・立入検査：0件
- ・指導助言：270件(4件)
- ・勧告命令：0件

○平成30年度上半期実績(4月～9月)：

- ・漏えい報告：2,191件(18件)
- ・報告徴収：211件
- ・立入検査：2件
- ・指導助言：139件(13件)
- ・勧告命令：0件

## 2. 傾向の分析

- ・ 個人情報保護委員会では多様な手法を通じて個人情報の取扱いの実態把握に努めており、**漏えい等報告**のほか、**委員会への情報提供・苦情や報道、インターネット**等を端緒として、漏えい等事案や個人情報及び個人データ(以下、「個人情報等」という。)の不適切な取扱いを把握し、必要に応じて、**報告徴収、指導・助言等**を行っている。
- ・ 指導・助言等の対象としては、**個人データの漏えい等事案が最も多く**、そのほか**個人情報取扱事業者による個人情報の不適切な取得、本人同意を得ていない個人データの第三者提供等**の事案がある。
- ・ 個人データの漏えい等事案に係る監督は、被害拡大の防止状況と適切な再発防止策の履行状況の確認が主となる。漏えい等報告が任意であることから事業者が漏えい等報告書の提出に消極的な事案、報告徴収・立入検査の規定が域外適用されないために国外にある事業者の個人情報等の取扱状況の把握に労力を費やす事案が一部にはあるが、概ね、**当委員会による指導等を通じて、事業者による個人情報等の適切な取扱いが実現**できている。
  - 改正法施行後から平成30年度上半期末時点までにおいて、**個人情報保護委員会が勧告及び命令を行った事例、個人情報取扱事業者に対し個人情報保護法に基づく罰則が適用された事例はない。**
  - 個人情報保護法の監督に係る規定のうち、指導及び助言、勧告に係るものは国外にある者に対しても適用される。

# 個人情報保護法に基づく監督の状況

## 3. 主要事例

代表的なものとして、下記のようなケースがある。

### 〈国内にある者の事案〉

- 不正アクセスを発生原因とする漏えい事案について、立入検査等を実施し安全管理措置等の状況を確認するとともに、技術的安全管理措置の改善の他、組織体制の抜本的な見直しを行うよう指導・助言を行った
- 不正アクセスを発生原因とする漏えい事案について、再発防止策の実施等に関し、ウェブサイトのプログラム修正を行った場合には、当該ウェブサイトのリリース前にセキュリティチェックを行う必要があることなどについて指導を行った
- 事業者が個人情報を不適切に取得していた事案について、個人情報保護法に基づく報告を求め、再発防止策の実施を指導するとともに、その実施状況についても報告を求めて改善状況を確認した
- その他、本人同意を得ずに従業員等が顧客の個人データをウェブサイトに掲載したとの情報提供について、事業者へ事実関係を確認のうえ、個人情報の適正な取扱いに関し、従業員等に周知・徹底するように指導を行った事案や、開示請求を受け付けないとする事業者に、適切に対応するよう指導を行った事案等がある

### 〈国外にある者の事案〉

- 国外に所在する事業者の漏えい等により、当該事業者のサービスを利用していた国内事業者の顧客の個人データが漏えいした事案について、当該外国の事業者に対し国内事業者のリストの提出を求め、国内事業者に漏えい等報告の提出を促した事案
- 海外の個人情報保護当局に対し、委員会の対応状況について情報提供を行うとともに漏えい等事案の発生原因や再発防止策について情報の共有を求めるなど、海外の個人情報保護当局との執行協力を行った事案
- 国外に所在する事業者がソーシャルプラグインを設置している他のウェブサイトを開覧した場合、ボタンを押さなくてもユーザーIDやアクセス履歴等の情報が当該事業者に送信されてしまうことや、取得した個人情報の一部が第三者に不正に提供されていたことから、ユーザーへの分かりやすい説明や本人からの同意の取得の徹底及び同社がプラットフォームとしての責任を認識し、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視を徹底すること等を指導した事案

# ペナルティに係る国際制度比較の概要 (暫定版)

			日本	米国		EU	中国
				連邦法	カリフォルニア州		
制度の根拠			<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTC法5条及び連邦規則集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア州消費者プライバシー法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GDPR等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ法</li> </ul>
ペナルティの有無			<p style="text-align: center;">○</p> <p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告、指導等</li> <li>勧告、命令</li> </ul> <p>〈司法上の手続（非訟事件手続含む）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>罰金、懲役</li> <li>過料（非訟事件手続）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>〈準司法上の（※2）手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不公正もしくは欺瞞的行為又は慣行に関する排除命令（※2）</li> <li>同意命令（※2）</li> <li>民事制裁金</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>〈司法上の（民事上の）手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金</li> <li>法定損害賠償金</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制裁金</li> </ul> <p>〈その他の制裁措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GDPR違反行為に適用可能な別の措置を国内法で定める</li> </ul>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>是正命令</li> <li>違法所得の没収（制裁金）</li> <li>関連業務の一時停止</li> </ul> <p>〈司法上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治安管理処分・刑事責任の追及</li> </ul> <p>※司法上の手続の詳細は別法で定められている</p>
ペナルティの区分による域外適用の可否（※1）	行政上の手続	指導・勧告等	<p style="text-align: center;">○</p> <p>（勧告までは域外適用可）</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>（※2）</p>	<p style="text-align: center;">※3</p>	<p style="text-align: center;">※4</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>（※5）</p>
		課徴金等	<p style="text-align: center;">—</p>			<p style="text-align: center;">○</p> <p>（制裁金）</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>（※5）</p>
	司法上の手続（罰金・懲役等）	<p style="text-align: center;">×</p>	<p style="text-align: center;">※4</p>			<p style="text-align: center;">×</p> <p>（※5）</p>	
科される金額の上限			<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金：最大50万円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：各違反につき41,484 \$ 以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定損害賠償金：各消費者、各件につき750 \$ 以下の金額または実際の損害額のいずれか大きい方</li> <li>民事制裁金：違反毎に2500 \$ 以下（故意の場合7500 \$ 以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000万€以下の制裁金もしくは全世界における売上総額の4%以下のいずれか高額なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法所得の没収とその10倍の過料の併科等</li> </ul>

※1 当該項目のうち、—（ハイフン）は各国制度中に該当する制度が存在しないもの、×は該当する制度は存在するものの、域外適用しないものをさす。

※2 行政、司法の両方の性質を併せ持つとされるため、便宜的に「準司法手続」と記載。（排除命令及び同意命令そのものは行政措置の一種と整理できるが、司法上の民事手続の流れに組み込まれている）

※3 理論的には域外適用がありうるが、州当局には域外への執行手段が存在しない。

※4 GDPR違反行為に適用可能な制裁金以外の措置については、各国の国内法で定めることとされている。

※5 法律の規定上、域外適用に係る規定は存在しない。

# 事業者等の義務履行を担保するための措置等に係る国際制度比較（暫定版）①

## 〈総論〉

	日本	米国		EU	中国
		連邦法	カリフォルニア州		
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTC法5条及び連邦規則集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア州消費者プライバシー法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GDPR</li> <li>※このほか、各国法において制裁措置（行政上の手続（監督措置）及び、司法上の手続を措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ法（※5）</li> </ul>
制度の概要	<p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告、指導等</li> <li>勧告、命令</li> </ul> <p>〈司法上の手続（非訟事件手続含む）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>罰金、懲役：個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会の命令に従わなかった場合等、個人情報データベース等を不正な目的で提供等した場合</li> <li>過料（非訟事件手続）：第三者提供を受ける際の確認に虚偽の回答をした場合等</li> </ul>	<p>〈準司法上の手続（※2）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不公正もしくは欺瞞的行為又は慣行に関する排除命令（※2）</li> <li>同意命令（※2）</li> <li>民事制裁金：違反に対してFTCが科す経済的制裁で、国庫に収納される</li> </ul>	<p>〈司法上（民事上）の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：違反に対して州司法長官が科す経済的制裁で、消費者プライバシー基金に預けられる</li> <li>法定損害賠償金：消費者は損害賠償を求めて、民事訴訟を起こすことができる</li> </ul>	<p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制裁金（※3）：事業者の義務違反の場合等、データ主体の権利又は個人データの移転に係る違反の場合等、監督機関の命令に対する不服従の場合</li> </ul> <p>〈その他の制裁措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GDPR違反行為（特に、制裁金に服さない行為）に適用可能な別の措置を国内法で定める（※4）</li> </ul>	<p>〈行政上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>是正命令：事業者の義務違反によって個人情報侵害された場合</li> <li>違法所得（算定方法は不明）の没収（制裁金）及び過料：是正命令が出され、情状に基づき必要な場合（単科もしくは併科）、個人情報を不法に取得、提供等した場合（併科）</li> <li>関連業務の一時停止等：是正命令及び制裁金が科される事例で情状が重大である場合</li> </ul> <p>〈司法上の手続〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治安管理条例・刑事責任の追及：義務違反が治安管理条例違反行為を構成する場合は、治安管理条例に定める罰分が、犯罪を構成する場合は、刑事責任が追及される</li> <li>※司法上の手続の詳細は別法で定められている</li> </ul>

※1 米国では、包括的な個人情報保護法は連邦レベルでは存在せず、分野ごとに個別法で措置されている。

※2 行政、司法の両方の性質を併せ持つとされるため、便宜的に「準司法手続」と記載。（排除命令及び同意命令そのものは行政措置の一種と整理できるが、司法上の民事手続の流れに組み込まれている）

※3 EUのGDPRでは、各国の国内法制度において制裁金に相当するものがない場合（デンマークとエストニアが該当）、罰金制度によって代替することができるとされている（第83条第9項）

※4 ドイツは、大規模な個人データ侵害に、3年以下の懲役又は罰金を規定

※5 中国では、多様な法令等に個人情報保護に関する規定が散在しているが、2017年6月1日に施行されたサイバーセキュリティ法（网络安全法、「インターネット安全法」）において、個人情報の定義等、一般的内容を定めている。5

# 事業者等の義務履行を担保するための措置等に係る国際制度比較（暫定版）②

## 〈総論〉

	日本	米国		EU	中国
		連邦法	カリフォルニア州		
<b>制度の客体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者）、匿名加工情報取扱事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別法による（例：GLBAであれば金融サービス事業者）</li> </ul>	下記のいずれかに該当する事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間売上が2,500万ドルを超える者</li> <li>消費者、世帯、端末あわせて5万以上の個人情報を購入、商業目的で受領、販売又は商業目的で共有する者</li> <li>年間売上の50%以上を個人情報の販売から得ている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者、処理者（自然人、法人その他の組織）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の義務違反による個人情報侵害：ネットワーク運営者、ネットワーク製品又はサービス提供者</li> <li>個人情報の不法な取得、提供等：あらゆる個人及び組織</li> </ul>
<b>措置を科す際の事前手続</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈監督〉</li> <li>勧告が命令に前置〈罰則〉</li> <li>個人情報データベース等を不正な目的で提供等した場合：直罰</li> <li>個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会の命令に従わなかった場合等：間接罰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：民事訴訟を連邦地方裁判所に提訴</li> <li>同意命令：排除命令の通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：州司法長官がカリフォルニア州民を原告として州裁判所に提訴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU法及び各加盟国の国内法に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第64条第1項：是正命令が違法所得の没収等に前置される</li> <li>法第64条第2項：事前手続なし（違法所得の没収等が即座に行われる）</li> </ul>
<b>域外適用の有無</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり</li> <li>※域外適用の対象は指導及び助言、勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり</li> <li>※域外適用の対象は調査権限のほか、民事制裁金、同意命令等国内事業者に対する権限と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理論的にはありうるが、州当局には域外への執行手段が存在しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり</li> <li>※域外適用の対象は調査権限のほか、制裁金等国内事業者に対する権限と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし（法律上の規定なし）</li> </ul>
<b>制度の適用等の件数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「個人情報保護法に基づく監督の状況について」参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー一般事件：50件以上（2017年実績）</li> <li>スパム・スパイウェア事件：130件以上（2017年実績）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（未施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行後まもなくのため、統計的な数値はない</li> <li>※フランスがGoogleの通知・同意に関するGDPR違反として5000万ユーロの課徴金を科す等、個別事例の実績は現れてきている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明</li> </ul>

# 事業者等の義務履行を担保するための措置等に係る国際制度比較（暫定版）③

## 〈金銭的措置〉

	日本	米国		EU	中国
		連邦法	カリフォルニア州		
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金</li> <li>過料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金</li> <li>法定損害賠償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制裁金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法所得の没収</li> <li>過料</li> <li>制裁金</li> </ul>
手続の性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰金：司法上の手続</li> <li>過料：非訟事件手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：準司法上の手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：司法上の（民事上の）手続</li> <li>法定損害賠償：司法上の（民事上の）手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政上の手続（EU法及び各加盟国の国内法に従い、適切な手続上の保護に服する（監督機関によっては是正命令と同じく行政上の手続として科される））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政上の手続（義務違反が治安管理違反行為を構成する場合は、治安管理に係る処分が、犯罪を構成する場合は、刑事責任が追及されるため、刑事手続による）</li> </ul>
行政裁量の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし（司法手続、非訟事件手続を通じて金額が定められる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：有責性の程度、前歴、支払能力、事業継続能力への影響等が考慮される</li> <li>同意命令：同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法廷損害賠償金：なし</li> <li>民事制裁金：違反を通告された後、30日以内には是正しない場合違反として扱われ、州司法長官が州裁判所に提訴する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制裁金を科すか、制裁金額の判断にあたって、違反行為の性質、重大性、違反行為によって害を受けたデータ主体の人数等が考慮される</li> <li>制裁金が事業者でない者に適用される場合加盟国の所得レベル及びその者の経済状態を考慮に入れなければならない</li> <li>軽微な違反（本人の権利に重大なリスクを及ぼさず、懸案の義務の本質に影響を及ぼさない場合）については、制裁金を注意処分代替可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の義務違反によって個人情報侵害された場合：状況に応じて違法所得の没収及び過料を科すことの可否及びその額・業務停止命令等の可否が判断される</li> </ul>
科される金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>50万円以下の罰金：個人情報データベース等を不正な目的で提供等した場合</li> <li>30万円以下の罰金：個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会の命令に従わなかった場合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事制裁金：各違反につき41,484 \$ 以下とされる。（1件あたりの上限総額は存在するが総額についての上限はなく、数十億円の民事制裁金を科された事例も存在（Google Safari事件：2,250万\$（2012年）等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定損害賠償金：各消費者、各件につき750 \$ 以下の金額または実際の損害額のいずれか大きい方</li> <li>民事制裁金：違反ごとに2500 \$ 以下（故意の場合7500 \$ 以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000万€以下の制裁金もしくは全世界における売上総額の4%以下のいずれかが高額なもの：データ主体の権利又は個人データの移転に係る違反等及び監督機関の命令に対する不服従の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法所得がある場合：違法所得の没収とその10倍の過料の併科</li> <li>違法所得が存在しない場合：100万元以下</li> </ul>



# (参考) GDPRにおける制裁金の概要と域外適用

## 【制裁金の概要】

GDPR (EU一般データ保護規則) (平成30年5月25日全面施行) では、「効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものであることを確保する」として、GDPR違反に対して、最大2000万ユーロ以内または前年度の全世界総売上高の4%のうち高い方を上限とする極めて高額な制裁金が科されることが規定された。

### 〈概要〉

- 上限金額： 制裁金の上限には2種類あり、事業者の義務違反等に対する制裁金よりも、データ主体の権利、個人データの移転又は監督機関の命令に対する不服従に対する制裁金は2倍重く設定されている。
- 位置づけ： 制裁金は行政罰の位置づけで、行政上の手続を通じて科される。
- 裁量性： 制裁金の上限金額は著しく高額である一方で、軽微な違反行為に対しては、注意処分とすることもできる。制裁金を科すか否か、制裁金の多額については、データ取扱いの性質や故意又は過失等の11の評価要素に基づき判断される。

## 【域外適用】

- 対象となるデータ処理： EU域内に所在するデータ主体に対する商品又はサービスの提供やデータ主体のEU域内における行動の監視に関する個人データ処理について、原則として全ての規制が適用される。
- 代理人： EU域内に拠点を持たない事業者は代理人の設置義務が課され、GDPR違反時には、当局の連絡窓口として制裁に係る一連の対応が求められる。代理人の設置義務違反には、最大1000万ユーロ以内または前年度の全世界総売上高の2%のうち高い方を上限とする制裁金が科されうる。

## 1. 法令に基づき賦課される金銭の種類

### ① 課徴金 (例 独占禁止法、金融商品取引法、河川法、道路法等)

- 一般には、国がその司法権又は行政権に基づいて国民に賦課し国民から徴収する負担で租税以外のもの。
- 刑罰ではなく行政上の措置。

⇒課徴金の例：罰金その他の処罰収入のように一方的に賦課徴収するもの (独占禁止法、金融商品取引法等)

公益のため必要な特定の事業に特別の関係を有する者に対してその経費の全部または一部を強制的 (※違法、不正な行為を必ずしも前提としない) に負担させるもの (河川法、道路法等) 等

### ② 罰金 (例 個人情報保護法第83条 (個人情報データベース等不正提供罪) 等)

- 財産刑 (刑罰) の一種。
- 罰金の額は、原則として1万円以上とされているが (刑法第15条)、多額についての定めはない。

### ③ 科料 (かりよう、とがりよう) (例 軽犯罪法等)

- 財産刑 (刑罰) の一種。
- 科料の額は、原則として1000円以上、1万円未満 (刑法第17条)。

### ④ 過料 (かりよう、あやまちりよう) (例 個人情報保護法第88条 (認定個人情報保護団体の届出義務違反等) 等)

- 金銭罰の一種。刑罰ではなく、行政罰の一種である行政上の秩序罰として、「過料」が科される。

## 2. 罰則の種類

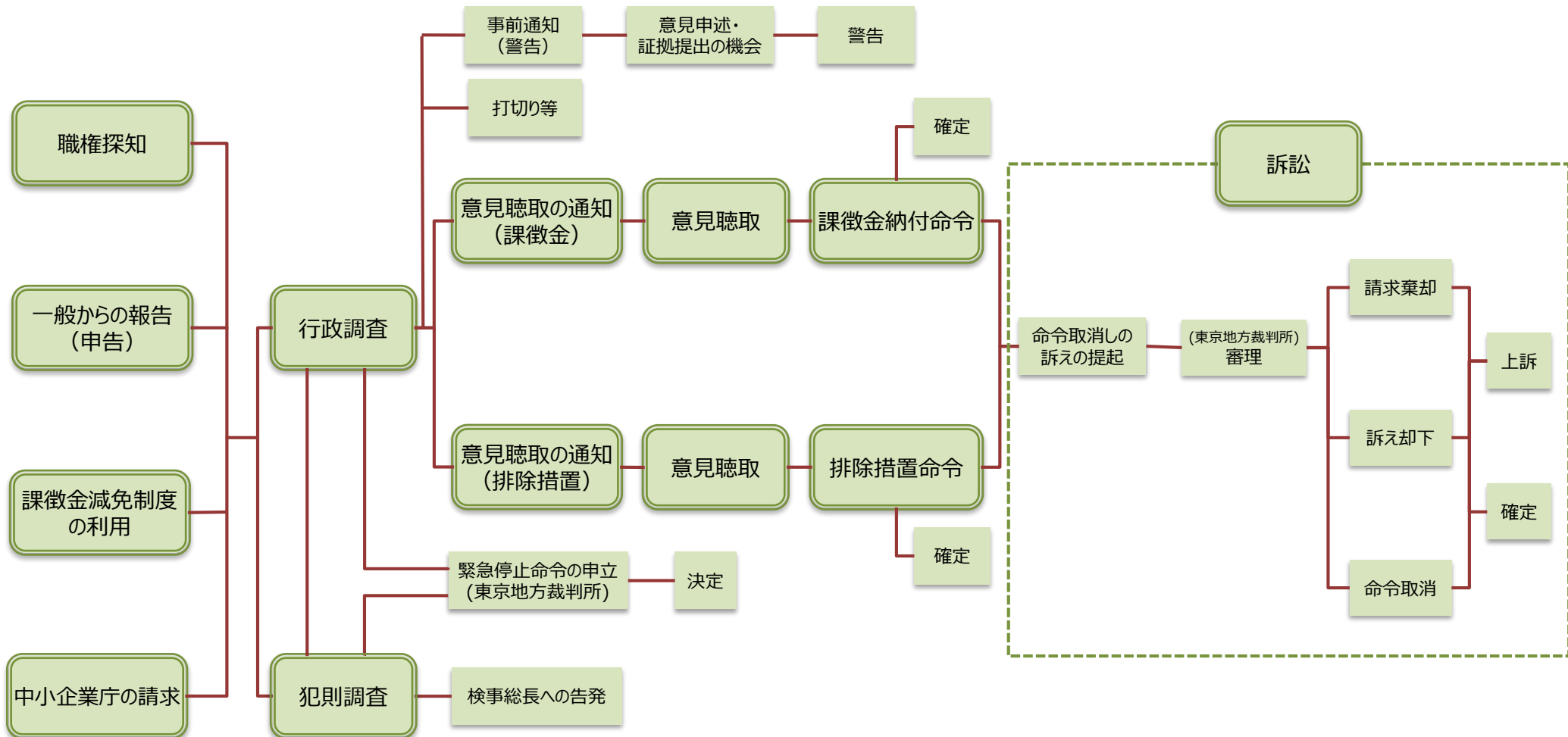
### ① 刑罰

- 犯罪に対して課せられる制裁。死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収がある (刑法第9条)。

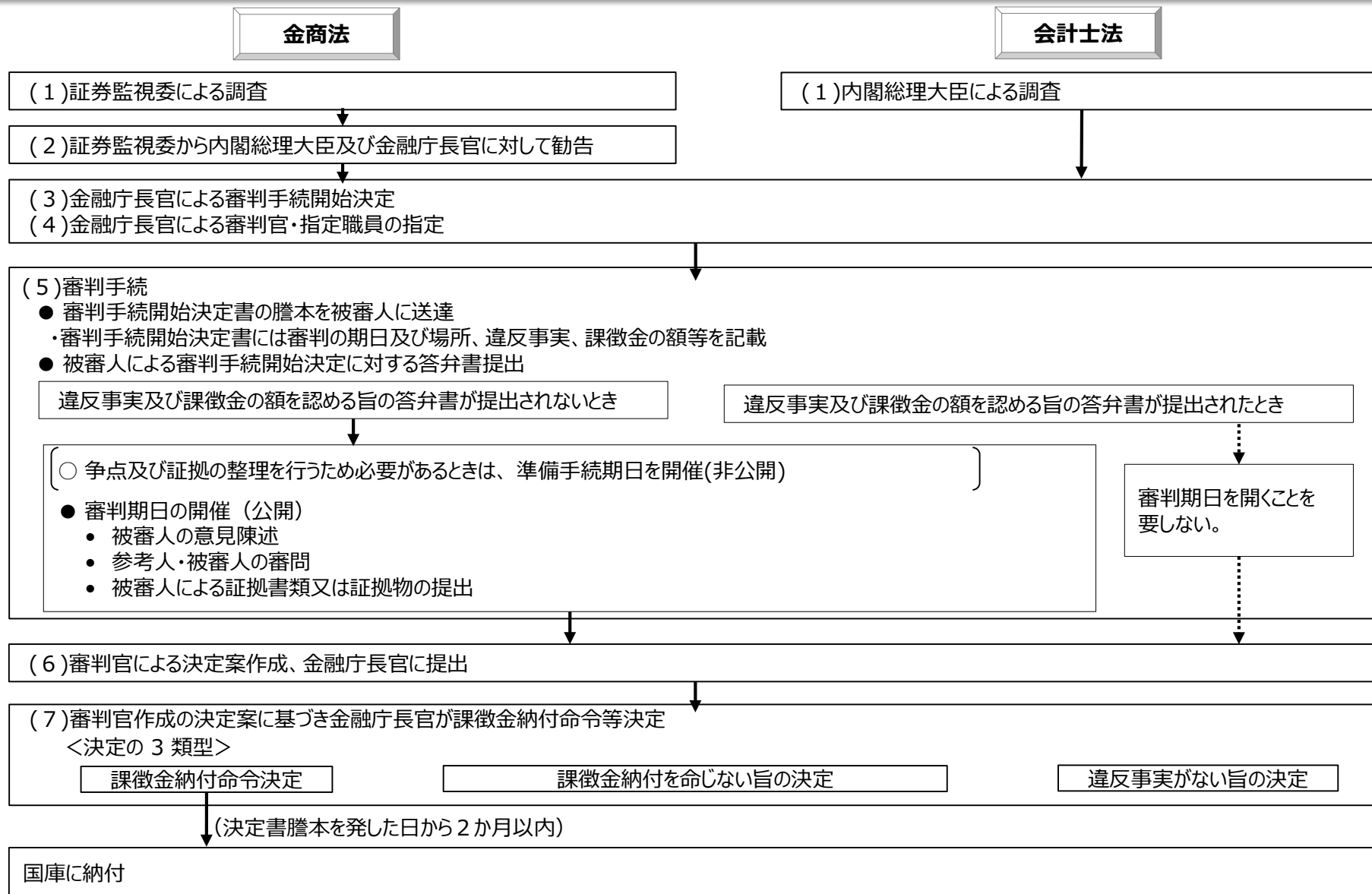
### ② 行政罰

- 行政法上の義務に違反する行為に対して、一般統治権に基づく制度として科せられる罰。
- 行政刑罰と行政上の秩序罰の2種類がある。
  - ・ 行政刑罰：行政罰として刑法に刑名の定めのある刑罰を科する場合。刑事訴訟法の定める手続による。
  - ・ 秩序罰：法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として過料を科すもの。非訟事件訴訟手続法の定める手続による。

# (参考) 独占禁止法における違反事件処理の流れ



# (参考) 金融商品取引法・公認会計士法における課徴金制度に係る手続等の流れ



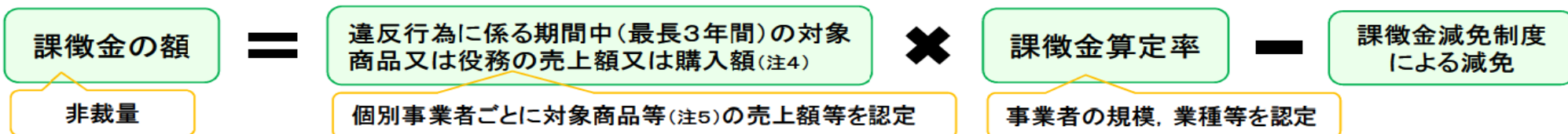
○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から30日以内に裁判所に提起しなければならない

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている  
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

# (参考) 我が国における他の課徴金の算定方法等:独占禁止法の例

禁止規定		措置	行政処分			刑事罰 (対法人:5億円以下の罰金)	
			排除措置命令	課徴金納付命令(注1, 2)			
				原則(製造等)	小売業		卸売業
不当な取引制限		○	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)	○	
私的独占	支配型	○	10%	3%	2%	○	
	排除型		6%	2%	1%		
不公正な取引方法	共同の取引拒絶, 差別対価, 不当廉売, 再販売価格拘束(注3)	○	3%	2%	1%	×	
	優越的地位の濫用		1%				

## ■ 課徴金の算定方法



(注1) 表中の数字は算定率(括弧内の数字は中小事業者に対するもの)。

(注2) 10年以内に違反行為を繰り返した事業者(不当な取引制限及び私的独占), 主導的役割を果たした事業者(不当な取引制限)に対しては5割増し, 早期離脱した事業者(不当な取引制限)に対しては2割減の算定率が適用される。

(注3) 同類型の違反行為を繰り返した場合(公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に同類型の違反行為について, 排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合)に課徴金の対象となる。

(注4) 優越的地位の濫用の場合は, 違反行為に係る期間(最長3年間)における違反行為の相手方との取引額。

(注5) 一般的な価格カルテル事案においては, 違反行為の対象商品又は役務の範疇に属する商品役務であって, 違反行為による相互拘束を受けたものと解されている(東京高判平成22年11月26日・出光興産株式会社による審決取消請求事件等)。

一般的な入札談合事案においては, 基本合意の対象とされた個別物件であって, 基本合意に基づく受注調整等の結果, 具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと解されている(最判平成24年2月20日・株式会社新井組による審決取消請求事件等)。

# (参考) 我が国における他の課徴金の算定方法等：その他の例

	課徴金対象行為	課徴金の算定方法	対象期間	規模基準	加減算-免除等	罰金調整	罰則 (自然人)	罰則 (法人)					
金融 商品 取引法	不公正取引	インサイダー取引	-	1万円未満は賦課しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内の繰返し違反は1.5倍</li> <li>・一定の違反行為については、当局の調査前に報告を行った場合50%減額</li> <li>法人による自己株の取得におけるインサイダー取引</li> <li>継続開示書類・発行会時書類の虚偽記載</li> <li>大量保有報告書の府提出</li> <li>特定商圏等情報発行者等情報の虚偽等</li> </ul>	没収・追徴相当額を課徴金額から控除	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科	5億円以下の罰金					
		相場操縦(仮装・馴合売買, 違法な安定操作等)					例) 「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除した額	10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科	7億円以下の罰金				
		風説の流布又は偽計											
		有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)				例) 募集・売出総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)					虚偽記載: 10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科	虚偽記載: 7億円以下の罰金	
		有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)				例) 発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額				罰金相当額を控除	不提出: 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科	不提出: 5億円以下の罰金	
		公開買付開始公告の不実施, 公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等				例) 買付総額の25%							
		大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等				例) 当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額の10万分の1							
	プロ向け市場等における	特定証券等情報の不提供等, 虚偽等				例) 発行価額又は売付価格の総額の2.25%(株券等の場合は4.5%)					罰金相当額を控除	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科	5億円以下の罰金
		発行者等情報の虚偽等				例) 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額							
		発行者等情報の虚偽等への特定関与				手数料, 報酬その他の対価として支払われ, 又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額							
公認会計士法	故意による虚偽証明等	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	-	1万円未満は賦課しない	一定の業務停止, 解散命令等を行う場合であって, 課徴金の賦課が適当でないと認められるときは, 課徴金納付を命じないことができる	-	-	-					
	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等	監査報酬相当額											
景品表示法	優良誤認表示, 有利誤認表示	違反行為に係る商品・役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額	最長3年間	150万円未満は賦課しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分を予告する前に違反行為を報告した場合, 50%減額</li> <li>・返金措置を実施した場合, 返金額を課徴金から減額</li> <li>・事業者が相当の注意を怠った者でないときは, 課徴金を課さない</li> </ul>	-	-	-					

(出典) 公正取引委員会 独占禁止法研究会第1回会合資料(平成28年2月23日)